

横芝光町農業振興地域整備計画（農用地利用計画）変更理由書

1 横芝光町農業振興地域整備計画（農用地利用計画）変更理由

農業振興地域内農用地において、周辺を含めた現状及び将来的な利用計画を考慮し、今後、農用地区域として設定しておくのは不適当と思われる土地について、農用地区域から除外する。

2 農用地利用計画の変更

(1) 農用地利用計画の変更内容

別紙参照

(2) 農用地区域の概要

(単位: ha, %)

	総面積	農用地					混牧林地	農施設用地	山林・原野	その他			
		農地				採草放牧地							
		田	畑	樹園地	小計	計							
農業振興地域A	5,727	2,358	1,130	9	3,497	0	3,497	0	17	92	2,121		
変更前の農用地区域B	2,890	2,168	663	9	2,840	0	2,840	0	17	33	—		
用途区分別の内訳	2,890				2,840	0	2,840	0	17				
変更後の農用地区域C	2,890	2,168	663	9	2,840	0	2,840	0	17	33	—		
用途区分別の内訳	2,890				2,840	0	2,840	0	17				
比率	B/A	50	92	59	100	81	—	81	—	100	36	—	
	C/A	50	92	59	100	81	—	81	—	100	36	—	

3 農用地利用計画以外（マスタープラン部分）の変更

計画事項	現行計画の概要	主な変更内容

(注) 該当がある場合のみ記入すること。

①農用地区域への編入

番号	大字	小字	地番	地目	面積(m ²)	編入後の用途区分	変更理由

②農用地区域からの除外

番号	大字	小字	地番	地目	面積(m ²)	除外前の用途区分	除外後の用途	変更理由
1	横芝	向根	1972番地	畑	866m ²	農地	倉庫	個別除外申し出により、次の要件を満たしているため除外する。 隣接地において事務所兼倉庫を構え事業を行っているが、手狭であり事業の効率化を図るには、隣接地に倉庫を増設することが必要かつ適当であり他の土地をもって代えることが困難である(法13条2項一号) 地域計画の区域内において農業を担う者が特定されている土地又は確保が見込まれている土地ではないことから地域計画の達成に支障がない(同二号) 計画地は現事務所兼倉庫の隣接地であり、一方を畑、二方を道路、一方を事務所兼倉庫に囲まれているため農地の利用上支障はない(同三号) 計画地を及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も利用集積が見込まれないなど、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれはない(同四号) 土地改良施設の機能に支障がない(同五号) 土地改良事業後8年経過している(同六号)
2	横芝	大島	2449番1の一部	田	485.46m ²	農地	専用住宅	個別除外申し出により、次の要件を満たしているため除外する。 実家や勤務地が近隣であり、専用住宅とすることが必要かつ適当であり、他の土地をもって代えることが困難である(法13条2項一号) 地域計画の区域内において農業を担う者が特定されている土地又は確保が見込まれている土地ではないことから地域計画の達成に支障がない(同二号) 計画地は農用地区域の端にあり、二方を道路に、二方を住宅に囲めているため、農地の利用上支障はない(同三号) 計画地を及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も利用集積が見込まれないなど、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれはない(同四号) 土地改良施設の機能に支障がない(同五号) 土地改良事業後8年経過している(同六号)
3	北清水	惣作	1389番1 9778番	田畑	909m ² 270m ²	農地	コンビニエンスストアの移築 及び駐車場の拡張	個別除外申し出により、次の要件を満たしているため除外する。 既存施設が老朽化に伴い建替えの時期が迫っており、駐車場も手狭である。そのため、既存施設隣接地に施設を設け、既存施設地を駐車場とすることが必要かつ適当であり他の土地をもって代えることが困難である(法13条2項一号) 地域計画の区域内において農業を担う者が特定されている土地又は確保が見込まれている土地ではないことから地域計画の達成に支障がない(同二号) 計画地は農用地区域の端にあり、二方を道路に、一方を田(農用地区域外)に、一方を既存施設に囲めているため農地の利用上支障はない(同三号) 計画地を及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も利用集積が見込まれないなど、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれはない(同四号) 土地改良施設の機能に支障がない(同五号) 土地改良事業後8年経過している(同六号)
4	北清水	前沼	9506番	畑	282m ²	農地	駐車場	個別除外申し出により、次の要件を満たしているため除外する。 隣接地で寺院を運営しており、駐車場が不足していることから隣接地に駐車所が必要かつ適当であり他の土地をもって代えることが困難である(法13条2項一号) 地域計画の区域内において農業を担う者が特定されている土地又は確保が見込まれている土地ではないことから地域計画の達成に支障がない(同二号) 事業計画地は寺院、既存駐車場の隣接地であり、農用地区域の端であるため農地の利用上支障はない(同三号) 計画地を及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も利用集積が見込まれないなど、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれはない(同四号) 土地改良施設の機能に支障がない(同五号) 土地改良事業後8年経過している(同六号)
5	北清水	上東田	9551番の一部	畑	500m ²	農地	専用住宅	個別除外申し出により、次の要件を満たしているため除外する。 実家が近隣であり、専用住宅とすることが必要かつ適当であり他の土地をもって代えることが困難である(法13条2項一号) 地域計画の区域内において農業を担う者が特定されている土地又は確保が見込まれている土地ではないことから地域計画の達成に支障がない(同二号) 計画地は農用地区域の端にあり、三方を道路に、一方を畑に囲めている。一方の畑についてもハウスであり、農地の利用上支障はない(同三号) 計画地を及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も利用集積が見込まれないなど、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれはない(同四号) 土地改良施設の機能に支障がない(同五号) 土地改良事業後8年経過している(同六号)
6	谷中	高足	208番	山林	1699m ²	その他	太陽光発電所	個別除外申し出により、次の要件を満たしているため除外する。 太陽光発電所とすることが必要かつ適当であり他の土地をもって代えることが困難である(法13条2項一号) 地域計画の区域内において農業を担う者が特定されている土地又は確保が見込まれている土地ではないことから地域計画の達成に支障がない(同二号) 計画地は二方を水路、一方を畑、一方を田で囲めているが、山林であり計画地に太陽光発電所を建設しても、農地の利用上支障はない(同三号) 計画地を及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も利用集積が見込まれないなど、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれはない(同四号) 土地改良施設の機能に支障がない(同五号) 計画地は土地改良事業未実施地である(同六号)

③農用地区域内の用途区分の変更

番号	大字	小字	地番	面積(m ²)	変更前の用途区分	変更後の用途区分	変更理由